

児童相談所業務支援システム再構築等業務委託

公募型企画提案競技募集要領

埼玉県福祉部こども安全課

目次

1.	目的	1
2.	件名	1
3.	業務概要	1
4.	予算額	1
5.	契約期間	1
6.	参加資格	1
7.	質問及び回答に関する手続き	2
8.	企画提案競技参加申込及び参加資格の確認	2
9.	企画提案書等の提出	3
10.	契約先候補者の選定方法	4
11.	契約先候補者の選定基準	5
12.	契約の締結	5
13.	契約保証金について	6
14.	その他留意事項	6
15.	配布資料	6
16.	選定のスケジュール	7
17.	担当窓口・提出先	7

1. 目的

本調達は、現在運用している、児童相談所業務支援システムの更新時期に際し、多様化する児童相談所の役割に対し、より高度かつ適切な支援をおこなうことのできるシステムの調達を目的とする。

2. 件名

「児童相談所業務支援システム再構築等業務委託」（以下「本業務」という。）

3. 業務概要

「児童相談所業務支援システム再構築等業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

4. 予算額

35,522,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

この金額は業務に係る契約締結上限額であり、この金額の範囲内で見積書が提出された場合に限り、児童相談所業務支援システム再構築等業務の委託候補者審査委員会（以下「審査委員会」という。）での審査及び契約締結が可能となります。また、見積額が上限額を超えた場合には審査自体を行いません。企画提案が採用された事業者に対しては、業務内容を調整の上、再度、見積書の提出をお願いする場合があります。

5. 契約期間

契約日から令和7年3月31日（月）まで

6. 参加資格

参加者は、次の要件をすべて満たすものとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- (3) 本業務の募集開始日から企画提案書の提出時までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てをしていない者であること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てをしていない

- 者であること。
- (6) 本業務の募集開始日から契約相手方の決定までの期間に、埼玉県に於ける暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
 - (7) 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税等納付すべき税金を滞納していないこと。
 - (8) 情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格「ISO/IEC27001」の認証又は一般財団法人日本経済社会推進協会（JIPDEC）からプライバシーマークが付与されていること。
 - (9) 過去5年間に国又は地方自治体における児童相談所業務支援システム及び保守業務を受託し、遅滞なく履行した実績を有する者であること。
 - (10) 仕様書に記載する実施体制・資格要件などの要求事項をすべて具備していること。

7. 質問及び回答に関する手続き

仕様書等に関する質問がある場合は、以下により質問票を提出してください。

(1) 提出期間

令和6年6月20日（木）17時（必着）まで

(2) 提出方法

「質問票」【様式4】を「17. 担当窓口・提出先」あてに電子メールにより提出してください。

提出の際の件名は「【質問書】児童相談所業務支援システム再構築等業務」としてください。
また、到達の確実を期するため、電子メール送信後、提出日のうちに電話で送付の旨を連絡してください。

なお、受付期間以外の質問及び指定する書式や方法によらない質問は、一切受け付けません。
ただし、企画提案競技の手続など事務手続に関する質問はこの限りではありません。

(3) 質問票への回答

令和6年6月24日（月）までに電子メールにより回答するとともに、応札全体に関わる質問については、併せて県のホームページに掲載します。

8. 企画提案競技参加申込及び参加資格の確認

(1) 提出書類

ア 企画提案競技参加申込書【様式1】

イ 会社概要【様式2】

※ 併せて会社概要パンフレット等を添付してください。

ウ 業務受託実績調書【様式3】

※ この企画提案競技に参加しようとする者が直接受託した実績であること。

(2) 提出先

「17. 担当窓口・提出先」あてに電子メールにより提出してください。

※メール提出後に送付した旨の電話連絡を「17. 担当窓口・提出先」あてに必ず行ってください。

(3) 提出期限

令和6年6月26日（水）15時（必着）

(4) 参加資格確認結果

参加に必要とされる要件（支援実績・資格要件）を確認した後、結果を6月27日（木）までに電子メールで通知します。

9. 企画提案書等の提出

企画提案競技の参加者は、以下により、企画提案書及び費用積算書等を作成し、電子データにより提出してください。

(1) 提出書類

ア 企画提案書

(ア) 資料の様式は任意としますが、原則として別添「企画提案に係る評価項目及び評価の視点」の項目に沿って仕様書、提案項目に基づいて作成してください。

(イ) ICTに関する専門的な知識の有無にかかわらず審査を行えるよう提案内容に情報技術等に関する専門用語を含む場合は、用語の説明を付すなど可能な限り簡潔かつ明瞭に記載してください。

(ウ) 日本語で記載し、目次及びページ番号を付与してください。

(エ) 用紙の大きさは、原則として、日本工業規格A4縦型用紙とし、全体で30ページ以内（表紙、目次は除く。）で、日本語、横書きで記載してください。

(オ) 機能要件外の、児童相談所業務に資する機能については、前提条件や制限事項、追加費用等過不足なく記載してください。

イ 会社概要【様式2】

ウ 業務受託実績調書【様式3】

エ ライフサイクルコスト記入票【様式5】

(ア) 仕様書の各項目について、それぞれ具体的な積算根拠を示してください。また、金額は日本国通貨で、消費税抜きで表記してください。

(イ) 企画提案書とは別冊で作成し、企画提案書と同時に提出してください。

(ウ) 消費税を含めた額が予算額を超過した場合は失格とします。

(2) 提出先

「17. 担当窓口・提出先」あてに電子メールにより提出してください。

(3) 提出期限

令和6年7月1日(月)15時(必着)

※提出した際に、担当窓口へメールが届いているか確認をしてください。

(4) 提出部数等

ア 企画提案書及び費用積算書(紙媒体) : 正・副1部

※ 正本の表紙には、表題(「児童相談所業務支援システム再構築等業務に係る企画提案書」)、会社名、所在地、代表者名、担当者名、連絡先を記載してください。

※ 副本は会社名、ロゴマークなど提案者を特定できる表示は記載しないでください。

イ 企画提案書及び費用積算書(電子媒体) : 1部

※電子ファイルMicrosoft Word、Microsoft PowerPoint、Microsoft Excelの形式で提出してください。

(5) 留意事項

ア 提出できる提案は、1参加者につき1件までとします。

イ 企画提案書等の提出後は、修正、差し替え等は認めません。ただし、必要に応じ、追加資料の提出などの補正を求めることがあります。これに応じない参加者は失格とします。

ウ 仕様書を十分理解し、本県の要求を確実に実現でき、かつ、その履行が担保できる提案内容としてください。

エ 仕様書に記載している事項以外に、この業務の目的を達成するための有効な方法がある場合は、積極的に提案を行ってください。ただし、いくつかの方式を挙げた場合には、すべて参加者が実現を約束したものとします。

オ 企画提案書等は一切返却しません。提出された書類は、この企画提案競技の審査目的以外には使用しません。

カ 企画提案書等の作成及び提出に要する一切の費用は、参加者の負担とします。

10. 契約先候補者の選定方法

本事業における契約先候補者については、以下の審査を経て選定します。

(1) 第一次審査(書類審査)

ア 提出された企画提案書に基づく書類審査を実施します。ただし、企画提案競技の参加者が5者以下の場合は、提出書類を確認後、「(2) 第二次審査(プレゼンテーション)」の審

査のみを実施します。

イ 第一次審査の結果は、企画提案競技の参加者全員に対して、令和6年7月2日（火）に電子メールで通知します。

ウ 第一次審査通過者は、3者以内を想定しています。

エ 第一次審査通過者については、以下「（2）第二次審査（プレゼンテーション）」の審査を実施します。

（2）第二次審査（プレゼンテーション）

ア プレゼンテーションの内容は企画提案書に基づき、特に重視する点や強調する点について、説明を行ってください。プレゼンテーションの会場における追加資料の配布等は不可とします。

イ プレゼンテーションの時間は20分、質疑の時間を15分とします。

ウ プレゼンテーションに参加しない者については、契約先候補者には選定しないものとします。

エ プレゼンテーションは、本業務のプロジェクトマネージャー又はプロジェクト構成員として従事する予定の者が説明及び質疑に対する回答を行ってください。なお、会場に入室できる人数は、2名以内とし、入室した者が分担して説明、質疑に対する回答を行うなど、従事予定者個々の力量を発揮したプレゼンテーションに努めてください。

オ プレゼンテーションは、令和6年7月4日（木）にZOOM上で実施を予定しています。詳細については、後日、通知します。

カ 第二次審査の結果は、プレゼンテーションの参加者全員に対して、7月上旬に電子メールで通知する予定です。

1 1. 契約先候補者の選定基準

本事業における契約先候補者の選定基準については、別添「児童相談所業務支援システム再構築等業務企画提案評価基準書」及び「児童相談所業務支援システム再構築等業務評価項目一覧」を参照してください。

1 2. 契約の締結

選定された契約先候補者は、提出書類に基づき具体的事業内容を県と協議し、契約を締結するものとします。

なお、協議の上、企画提案書の一部を変更する場合があります。

1 3. 契約保証金について

- (1) 「12. 契約の締結」により埼玉県と合意に達した契約先候補者は、埼玉県財務規則第 8 1 条第 1 項の規定により契約締結の日までに契約保証金(契約金額の 100 分の 10 以上)を納めてください。
- (2) 上記に関わらず、埼玉県財務規則第 8 1 条第 2 項に該当するときは契約保証金の全部又は一部を免除します。

1 4. その他留意事項

- (1) この企画提案競技に関して要した費用は、すべて参加者の負担とします。
- (2) 埼玉県が提供した資料等については、第三者に漏らしたり、この企画提案競技及び契約以外の目的で使用することは禁止します。
- (3) 企画提案書の業務の実施体制に記載した予定担当者は、原則として、変更できません。なお、退職、病気等でやむを得ない場合は、埼玉県の同意を得て同等以上の者に変更してください。

1 5. 配布資料

- (1) 児童相談所業務支援システム再構築業務委託仕様書
- (2) 公募型企画提案競技募集要領
- (3) 企画提案競技各様式【様式 1～4】
- (4) ライフサイクルコスト記入票【様式 5】
- (5) 機能要件一覧【別紙 1】
- (6) 帳票一覧【別紙 2】
- (7) 児童相談所業務支援システム再構築等業務企画提案評価基準書
- (8) 児童相談所業務支援システム再構築等業務評価項目一覧
- (9) 契約書(案)
- (10) 情報セキュリティ特記仕様書

16. 選定のスケジュール

日程	内容	備考
6月17日(月)	公募(ホームページ掲載)	
6月20日(木)17時まで	質問の提出期限	
6月24日(月)まで	質問に対する回答(県)	
6月26日(水)15時まで	企画提案競技への参加申込み・資格確認	
6月27日(木)15時まで	資格確認結果通知(県)	
7月1日(月)15時まで	企画提案書の提出期限	
7月2日(火)まで	第一次審査(書類審査)の結果通知(県)	
7月4日(木)	プレゼンテーション	参加必須
7月上旬	第二次審査の結果通知(県)	
7月上旬を予定	契約	

17. 担当窓口・提出先

(名称) 埼玉県福祉部こども安全課児童虐待対策担当 永里・佐藤

(所在地) 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

(電話番号) 048-830-3335 (直通)

(メールアドレス) a3340-01@pref.saitama.lg.jp